

特別養護老人ホーム坂戸楽生園 虐待防止に関する指針

（目的及び基本的考え方）

第1条 特別養護老人ホーム坂戸楽生園（以下「施設」という。）の入居者が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが施設の責務であることを認識し、職員は確固たる倫理観をもって、入居者が提供サービスを適切に利用できるよう支援を目的とする。

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、入居者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する行為のいずれも行わないことを基本的な考え方とする。

（職員の基本姿勢と職員研修に関する基本方針）

第2条 職員の基本姿勢は以下のとおりとする。

- （1）入居者の人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めなければならない。
- （2）支援者としての立場を自覚し、入居者の主体性、個性を重んじなければならない。
- （3）入居者が社会を構成する一員として生活が送れるよう支援しなければならない。
- （4）他の職員による虐待と思われる行為を発見したときは、速やかに虐待防止責任者に相談、報告しなければならない。

第3条 職員研修に関する基本方針は以下のとおりとする。

- （1）職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。
- （2）具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ① 虐待防止法の基本的な考え方の理解。
 - ② 虐待の種類と発生リスクの事前理解。
 - ③ 早期発見・事実確認と報告等の手順。
 - ④ 発生した場合の改善策。
- （3）実施は、年1回以上行い、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- （4）研修の実施内容の資料、実施概要、出席者磁氣的記録等に保存する。

(虐待の形態)

第4条 虐待とは次に掲げる行為をいう。

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れがある暴行を加えること。

(2) 性的虐待

わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応又は不当な差別的言動により著しい心理的外傷を与えること。

(4) 放任

行うべき支援を行わなかったり、拒否したりすること。

(5) 人格的虐待

理由なく身体を拘束、無断でプライバシー侵害を行うこと。

(6) 経済的虐待

資産を不当に処分したり、不適切に使用すること。

(発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第5条 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位が何であろうと厳正に対処する。緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第6条 発生時の対応を次に掲げる。

(1) 職員等が他の職員等による入居者への虐待を発見した場合、担当者に報告し、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認する。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者からの事情を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高い

と判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談する。

- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経過等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告する。

(第三者委員会の設置)

第7条 虐待防止に社会性や客観性を保有し、入居者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置することができる。

第三者委員は、理事長が選任し委嘱する。

(第三者委員会の運営)

第8条 第三者委員会の運営について

- (1) 会議の実施に当たっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。
- (2) 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集する。
- (3) 議題は担当者が定める。具体的には次のような内容について協議する。
 - ① 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

(虐待防止責任者)

第9条 虐待防止の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を置く。

2 虐待防止責任者は、施設長をもって充てる。

(虐待防止責任者の職務)

第10条 虐待防止責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待内容及び原因を調査し、解決策を検討する。
- (2) 当事者等と虐待防止のための話し合いをする。
- (3) 虐待防止対応結果を第三者委員に報告する。
- (4) 虐待改善状況について、当事者及び第三者委員に報告する。
- (5) 必要に応じ、職員に対して虐待防止の研修を行う。

(虐待通報及び苦情の受付)

第 11 条 虐待の通報及び苦情は、文書によるほか口頭による通報によっても受け付ける。

2 虐待防止責任者は、受け付けに際して記録を作成し、その内容を通報者に確認する。

(1) 虐待の内容

(2) 通報者及び当事者の要望

(3) 第三者委員への報告の要否

(虐待通報及び苦情の解決方法について)

第 12 条 虐待防止責任者は、通報及び苦情を解決するために通報者との話し合いを実施する。ただし、通報者が同意する場合は、解決策の提示をもって話し合いに代えることができる。

2 通報者及び虐待防止責任者は、必要に応じ第三者委員に助言を求めることができる。

3 虐待防止責任者は、話し合いの結果や約束した事項を書面等に記録し、話し合いの当事者に確認する。

(記録と報告)

第 13 条 虐待防止責任者は、サービスの向上や運営の適正化のために、通報から改善までの経過と結果について書面に記録し保存する。

2 虐待防止責任者は、一定期間ごとに結果について第三者委員に報告し必要な助言を受ける。

3 虐待防止責任者は、通報者又は当事者に改善を約束した事項について、第三者委員に対して一定期間後に報告する。

(成年後見制度の利用支援)

第 14 条 入居者等又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(指針の閲覧)

第 15 条 本指針は施設内に掲示すると共に、ホームページにも掲載し、入居者等及び、家族がいつでも閲覧できるようにする。

(その他)

第 16 条 この指針にない事項については、必要に応じて理事長が定める。

附則 1. この指針は、令和5年10月1日から施行する。